

JTL 車両規則

本規則の対象車両は国内外で量産されている四輪駆動車である。

以下、安全で公平円滑な競技会実施のため、競技車両の改造についての可否、必要な装備、注意事項等を記す。

1. 車両の安全基準

- ① ナンバー取得の有無は問わないが、道路車両運送法の定める安全水準相当を満たしていること。
- ② たとえ本規則で認められている改造であっても、それが一般公道を走行するのに支障があってはならない。ただし、部品の交換や取り外しを競技会場で行うことは認める。
- ③ 過酷な走行を強いることの多いオフロード走行であるので、車両の安全点検、事前整備は確実に十分行うこと。
- ④ 車体の強度を低下させない部品に限り交換、取り外しを認める。ただし車両の原型を留めていること。
- ⑤ 溶接で取り付けられている部分は、強度的に重要であるので安易に加工してはならない。
- ⑥ 軽量化を行うにあたり、容易に燃える素材を使用してはならない。

2. 車体の外装と内装

- ① 車体の外装に危険な突起物や、落下の可能性の高い荷物等があってはならない。
- ② 車体の原型を大きく損なうボディカットは認めない。
- ③ 車体の強度が低下する重要な部分に、腐敗や亀裂などがあってはならない。
- ④ ドア、ゲート、可倒式フロントウインドウ、ガラス類などの取り外しおよび前倒しは認めない。
- ⑤ ランプ類のレンズ部分とバックミラーは、破損時に飛散しないようテープなどで十分な防止策を施しておくこと。
- ⑥ 車体の前後に有効なバンパー、バー、ガード類が装着してあることが望ましい。
- ⑦ その他各種ガード類の装着は自由であるが、確実に取り付けし、走行中に脱落することがあってはならない。
- ⑧ 車内の内装を取り除くことは、一般公道を走行しても支障がなく危険が伴わない範囲で認める。
- ⑨ 競技中、走行に不要と思われるものは、事故や怪我などの原因ともなるので車外に出しておくこと。

3. タイヤ、ホイール

- ① 自動車用に市販されているタイヤとホイールを使用すること。
- ② スパイクタイヤ、タイヤチェーン、あるいはこれに類似する装置が取り付けられたタイヤの使用は認めない。
- ③ 車両が平地に静止した状態で、ボディよりタイヤが極端にはみ出してはならない。
- ④ 加工を施したもの、また著しく変形したホイールを使用してはならない。
- ⑤ ハブ部分とホイールの双方に固定することのできるホイールスペーサーの使用は認める。
- ⑥ タイヤ、ホイールは全輪同じでなくとも構わない。
- ⑦ 競技中(車検後)のタイヤ交換は自由に行えるが、上記に違反してはならない。

4. サスペンション

- ① スプリングおよびショックアブソーバーを市販のものに交換することは認める。
- ② 大きな加工の必要のない市販のキッカーショック、トルクロッドなどの取り付けは認める。
- ③ シャックル、バンプストッパー、ブッシュ類を市販のものに交換することは認める。
- ④ サスペンションを構成するアーム、リンク類を市販のものに交換することは認める。
- ⑤ ただし、サスペンションの構成部品は重要なものが多いので、安易に改造、加工、交換を行ってはならない。

5. 制動装置・駆動系・燃料供給系

- ① ブレーキパッド、ライニング、ブレーキラインの交換は認める。
- ② 制動装置の安易な改造は認めないが、確実な取り付けを前提に市販のブレーキ交換キットの装着は認める。
- ③ ニールカットブレーキ、ラインロックなど任意に前輪や片側にブレーキが働く加工は認めない。
- ④ LSD、デフロックの装着は認める。
- ⑤ 燃料、オイル等は自動車用のものに限る。添加剤は一般的に市販されているものは認める。

6. 安全装備

- ① オープントップ車両は4点支持以上のロールバーを取り付けること。なお、標準装備で強度的に有効なセンターピラーはロールバーとして認めるが、補強のためにも別途4点支持以上のロールバー装着を推奨する。
- ② シートベルトは標準装備品(2点式を除く)でも構わない。
- ③ 車両の昇降口のすべてを覆っていないドア、ソフトトップ用のドアの場合は、ボディ形状にかかわらず4点支持以上のロールバーおよび4点支持以上のシートベルトを取り付けなくてはならない。
- ④ 車両の前後に有効な牽引フックを取り付けること。また、できる限り丈夫なものに交換することが望ましい。
- ⑤ ヘルメットはJIS規格のもので、耳を覆うものが望ましい。
- ⑥ ドライビンググローブは指先から手首までしっかりと覆うものを着用すること。軍手、溶接用等は不可。
- ⑦ 長袖、長ズボン、靴などは、運転に適したものを着用すること。

以上